

## 11月9日は119番の日です

1987年、自治体消防発足40周年を機に国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立を目的に消防庁によって制定されました。消防・救急に関する緊急通報電話である119番にちなんだ語呂合わせです。

みなさん、119番通報する際は焦らず落ち着いて通報しましょう。

## メール・FAX119通報システム

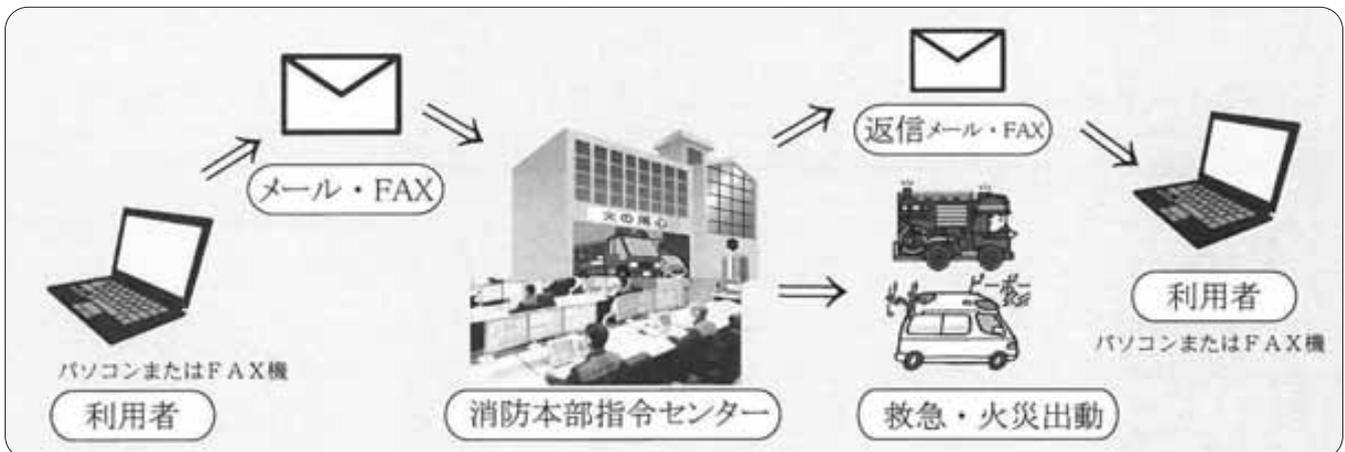
このシステムは、メールおよびFAXによる緊急通報で救急車や消防車の要請ができるものです。

なおこのシステムは登録制となっています。

### 1. 利用対象者

下北消防本部管内にお住まいの方で、電話による119番通報が困難な方を対象とします。(原則として障害者手帳の交付を受けている方)

### 2. 利用方法については、下記にお問合せ下さい。



下北消防本部通信指令課または、佐井消防分署

☎ 33-1063 (下北消防本部通信指令課)

☎ 38-2266 (佐井消防分署)

## お知らせ

今年度に入り、下北管内において火災が多く発生しています。佐井村内では火災が発生していませんが、火災を発生させないためにも、火を取り扱う際は十分注意しましょう。また、ガスコンロや電化製品の使用後は、ガスの元栓を閉める・コンセントからプラグを抜くなど火災を発生させないようにしましょう。



ところで消防車が出場するときのサイレン音に違いがあるのをご存じですか。

○火災出場時 (サイレンとパトロールのときに鳴らしているカンカンの警鐘を鳴らして走行します。)

**「ウーウーカンカン、ウーウーカンカン」**

○火災以外の災害出場時 (サイレンだけを鳴らして走行します)

**「ウーウー、ウーウー」**

これにより、火災出場とその他の災害出場を区別できます。消防活動に対するご理解とご協力をお願いします。**火事・救急は119番へ連絡しましょう。**